≪参考1≫沖縄鉄軌道の計画検討プロセスと体制のあり方(平成27年1月)

参1-1 計画案を策定するねらい

- 1 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画を着実に実施していくための総合的な交通体系のビジョンを示した、「沖縄県総合交通体系基本計画」において、県土の均衡ある発展を支える利便性の高い公共交通ネットワークの構築が位置づけられている。
- 2 同計画を踏まえ、県では、南北骨格軸として広域移動を支え、那覇-名間を1時間で結 ぶ鉄軌道の導入に向けて取り組んでいるところである。
- 3 鉄軌道の計画案検討にあたっては、県民等の多様なニーズを把握しながら、県民や地域 と連携してまちづくりと一体的に検討を進める必要がある。
- 4 このため、県民と情報共有を図りながらまちづくり及び県土構造の再編の方向性を定め、 沖縄鉄軌道導入に向けた県計画案策定に向け取り組むものとする。

参1-2 県の基本姿勢

(検討を開始する目的・基本的スタンス)

県は、

- ・県土の均衡ある発展
- ・高齢者を含めた県民及び観光客の移動利便性向上
- ・中南部都市圏の交通渋滞緩和
- ・世界水準の観光リゾート地の形成
- 駐留軍用地跡地の活性化
- ・低炭素社会の実現などを図る観点から、

「本島を南北に縦断し那覇-名護間を1時間以内で結ぶ鉄軌道の導入」について取り組む。

※鉄軌道:鉄軌道を含む新たな公共交通システムの意。

(県民の理解と協力)

鉄軌道は、本県の振興を図る上で重要なインフラであり、鉄軌道導入による振興の方向性 について、県民の理解と協力を得ながら検討を行う。

(公正性の確保)

県は、システムやルート選定等計画内容について、特定の立場に偏らず公正性を確保する。 (参加型プロセスの積極的導入)

鉄軌道の計画案策定に向けた取組においては、県民等と十分な情報共有を行う県民参加型プロセスを導入する。

(予断なき検討)

比較案について整備しない代替案も含め、予断無く検討を行う。

参1-3 検討の対象

1-3-1 検討の対象⇒構想段階に相当 県計画案策定は概略的な計画検討を行う段階(構想段階) ・計画案策定後は、具体的な駅位置等について検討を行う「計画段階」へ移行 事業を実施するかの判断 現在の取組 法手続き 構想段階 概略設 事着手 画段 ・環境アセスメント 構想段階における 都市計画決定 計 階 県計画案策定 「沖縄21世紀ビジョン」 鉄道事業法等 「沖縄県総合交通体 ※策定内容 ・起終点の概ねの位置 系基本計画」 鉄軌道導入に向けた調整 概ねのルート 想定するシステム ・特例制度の創設 駅位置の考え方等 ·整備主体の決定 ・事業主体の決定

「構想段階」とは・・・事業の必要性を確認するとともに、施設の概ねの位置及び規模等の 基本的な事項について、検討を行い計画を決定するまでの段階をいう。

- ✔鉄軌道の必要性について、県民とともに考える段階
- ✔概ねのルート及び駅位置の考え方を定める段階(具体的な位置は特定しない)
- ✔次の詳細な計画を立案する際の基本方針を設定する段階
- ※なお、財源及び整備主体については、別途国において特例制度について検討がなされることから、本検討対象には含めない。

参1-3-2 計画策定内容

【計画種別】: 概略計画

【計画案策定事項】

- 1. 鉄軌道整備計画
 - ▶起終点の概ねの位置(市町村、施設)
 - ➤概ねのルート
 - ▶想定するシステム
 - ➤概ねの駅位置の考え方(市町村)
 - ➤主な構造(平面、高架、地下等)
- 2. フィーダー交通ネットワークのあり方
- 3. 沿線市町村等の役割
 - ➤駅を考慮したまちづくり計画の検討
 - ▶自動車交通から公共交通転換への取組実施

参1-4 計画検討プロセス

参1-4-1 進め方の基本姿勢

県計画案の検討にあたっては、透明性、客観性、合理性、公正性を確保し、県民等の理解と協力を得ながら、幅広い視点で検討を行っていく。

参1-4-2 計画検討プロセス

•ステップ毎に進め、検討結果を積み上げる



参 1-4-3 段階別計画検討事項

【ステップ1】



検討期間:H26年内を目途

検討事項

- ・各段階で何を検討するのか
- ・どのような体制で検討を行うのか
- ・誰からどのような意見を把握するのか
- ・意見はどのように把握するのか

検討方法

・沖縄鉄軌道・計画案策定プロセス検討委員会による検討と併せ県 民等ニーズも把握しながら検討を行う。

【ステップ2】



検討期間:H27年1月~5月頃を目途

検討事項

- ・現状と課題、将来あるべき姿
- ・将来像実現に向けて対策は必要か、その場合どういう対策が必要か
- ・対策を実施した場合の期待される効果として、何が想定されるか
- ・対策を考える場合、どのような視点、指標が必要か(評価項目)

検討方法

・技術・専門的検討と併せ県民等意見を踏まえた検討を行う

【ステップ3】



検討期間:H27年6月~10月頃を目途

検討事項

- ・評価方法の設定にかかる考え方の整理
- ・将来像の実現に向けてどういう対策案が考えられるのか

検討方法

・技術・専門的検討と併せ県民等意見を踏まえた検討を行う

【ステップ4】



検討期間:H27年11月~平成28年1月頃を目途

検討事項

・評価項目に基づく複数案の比較評価

検討方法

・技術・専門的検討と併せ県民等意見を踏まえた検討を行う

【ステップ5】



検討期間:平成28年2月~3月末頃を目途

検討事項

・比較評価を踏まえた計画案の選定

検討方法

・技術・専門的助言や県民の意見も踏まえ選定

参1-5 体制のあり方

参1-5-1 本検討に必要な役割

【計画決定】(計画決定主体:知事)

・県計画案の最終意思決定を行う。決定には行政上の責任を伴う。

【計画検討】(計画策定主体:沖縄県)

・計画策定プロセスの実施主体は、計画検討ステップ毎に検討を進め、ステップ毎 の検討結果を踏まえて県計画案の選定について総合的に判断する。

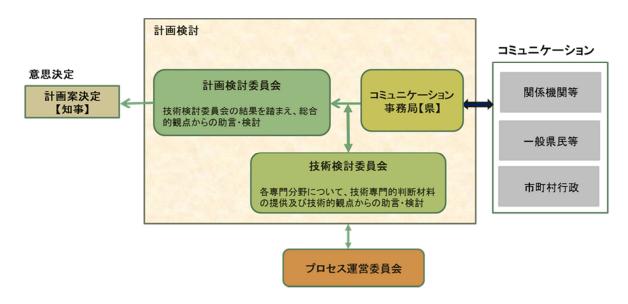
【計画策定主体を支える役割】

- ◇技術·専門的検討(計画検討委員会、技術検討委員会)
 - : 計画検討において必要な技術・専門的内容について検討する
- ◇県民等の参画促進(事務局:県)
 - : 県民等への情報提供を行うとともに、そのニーズを把握
- ◇プロセス監視助言(プロセス運営委員会)
 - : 計画策定プロセスが適切に進行するよう、検討やコミュニケーションの 進め方について監視・助言する

参1-5-2 検討に必要な組織

計画決定 ・計画案の最終決定 知事 計画内容について総合的観点から検討事務局の検討内容・結果について交通政策、観光振興、経済振興等の総合的観点から検討を行い、適切な計画 交通政策、観光、経済等 計画検討 の学識経験者で構成【事 委員会 務局:県】 検討を促す。 各ステップの検討に必要な技術専門的判断材料を提供交通工学、施工性、環境等技術的観点から検討を行うとともに、適切な技術専門的検討を促す 交通計画、都市計画、 技術検討 環境などの学識経験者で 委員会 構成【事務局:県】 ・市町村や県民、関係者が各ステップの検討に必要な材料を、県民等のニーズを把握して提供・市町村や県民、関係者との情報共有 市町村/県民/関係者 コミュニ 【事務局:県】 ケーション PIや行政法等の プロセス 検討プロセスについて、監視・助言、運営管理を行い、適切なプロセスを促す 学識経験者等で構成 運営委員会 【事務局:県】

参 1-5-3 計画案策定体制



参1-5-4 計画検討委員会の構成について

【委員選定の考え方】

- ・ 国の交通政策審議会での審議を想定し、国土計画、交通政策、 観光政策等の観点から 検討・助言を行う学識経験者
- ・ 沖縄県の経済振興やまちづくりの観点から検討・助言を行う学識経験者
- ・ プロセス運営委員会の代表者
- ・ 技術検討委員会の代表者 (鉄軌道等の事業性等の観点より)

分野	委員選定の考え方
交通政策•国土計画	・沖縄県の交通政策や鉄道等含めた国土計画、交通政策について専門的知識、知見を有する者であり、国 の国土計画・交通政策に係る審議会等の委員の経験を有する者
まちづくり	沖縄県のまちづくり及び都市計画について専門的知識、知見を有する者であり、本県の都市計画や土地利 用計画等に関わる審議会等の委員の経験を有する者
観光	国内外からの視点に立った観光についての専門的知識、知見を有する者であり、かつ本県の観光についても知見を有し、国の観光政策等に係る審議会等の委員の経験を有する者
経済	本県の経済に専門的知識、知見を有する者であり、本県の沖縄振興等に関わる審議会等の委員の経験を 有する者
プロセス運営委員 会代表者	・検討プロセスについて、監視、助言等行う観点から、プロセス運営委員会委員の代表者が参加
技術検討委員会 代表者	・鉄軌道の事業性が重要となることから、鉄道計画を専門とする技術検討委員会委員の代表者が参加

参1-5-5 技術検討委員会の構成について

【委員選定の考え方】

- ・ 国の交通政策審議会での審議を想定し、交通計画(需要予測や事業採算性等)、システム、地盤工学や土木構造などについて技術的観点から検討・助言を行う学識経験者
- ・ 環境影響評価法に基づく配慮書手続きを想定し、騒音や振動、地下水、動物、植物、景 観などについて技術的観点から検討・助言を行う学識経験者
- ・ 技術検討委員会の審議状況を踏まえ、必要とする専門分野の知見を有する学識経験者を 追加するものとする。

分野	委員選定の考え方
交通計画· 国土計画	国土計画·交通計画、需要予測手法や費用便益効果計測等に関して専門的知識、知見を有する者であり、 国の交通政策に係る審議会等の委員の経験を有する者
システム	鉄道等システムの機能や特性等について専門的知識、知見を有する者で、国の交通政策に係わる審議会 等の委員の経験を有する者又は国等の研究機関に属する者
鉄道計画	鉄道計画等について専門的知識、知見等を有する者であり、国の交通政策に係わる審議会等の委員の経験を有する者又は国等の研究機関に属する者
地盤工学	本県の地盤・地質について専門的知識、知見を有する者であり、本県の地下構造物等の整備に係る技術検討委員会の委員の経験を有する者
土木構造	土木構造について専門的知識、知見を有する者であり、本県の橋梁等の整備に係る技術検討委員会の委 員の経験を有する者
まちづくり・景観	景観形成を含めた沖縄県のまちづくりや都市計画について専門的知識、知見を有するものであり、本県の景観まちづくり計画や景観形成に係る委員会等の委員の経験を有する者
騒音・振動	鉄道に関する環境騒音・振動等全般に関して専門的知識、知見を有す者であり、国等の環境影響、保全等の委員会等の委員の経験を有する者
地下水	沖縄の地下水脈について専門的知識、知見を有する者で有り、本県の環境影響・保全等の委員会等の委員 の経験を有する者
動物学	沖縄の自然環境(動物)に関して専門的知識、知見を有する者で、県内の環境影響・保全等の委員会等の委員の経験を有する者
植物学	沖縄の自然環境(植物)に関して専門的知識、知見を有する者で、県内の環境影響・保全等の委員会等の委員の経験を有する者

参1-5-6 プロセス運営委員会の構成について

【委員選定の考え方】

- ・ プロセス、手続きの監視等を行う観点から、規範、行政手続、合意形成論等の学識経験 者等
- ・ 沖縄鉄軌道・計画案策定プロセス検討委員会が移行。

分野	委員選定の考え方	
規範	規範 沖縄弁護士会からの推薦	
行政手続	行政手続きに係る法制度や地域の情報公開条例等に関して専門的知識、知見を有する者	
合意形成論	意形成論 合意形成の理論、実践に関して専門的知識、知見を有する者	

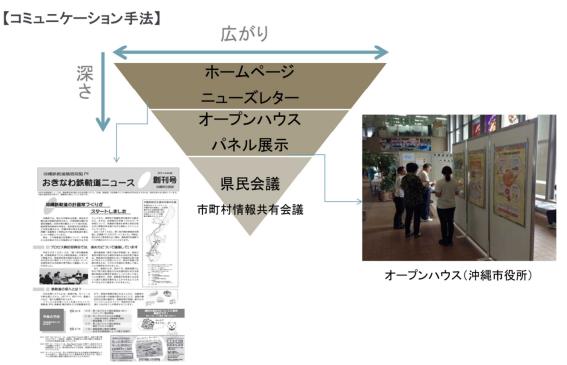
参1-6 コミュニケーション計画

参1-6-1 コミュニケーション計画

STEP	確認事項	提供予定情報	ニーズ等把握すべき事項	コミュニケーション方法
1	・検討プロセスや 検討体制等の進 め方の共有	・検討の必要性 ・検討の進め方等	・プロセス案への意見、 ニーズ	・ニューズレター、オープンハウス ・ホームページ、行政説明会
2	・現状及び課題、 将来あるべき姿の 共有 ・対策の必要性の 確認 ・対策案の比較評 価項目	・現状及び課題 ・沖縄の将来ビジョン ・県土構造の再編の方向性案 ・将来ビジョン実現に向けた対策の必要性の有無 ・対策案の比較評価に必要な評価項目案	・県土構造再編の方向性 に対する意見 ・対策の必要性の有無 ・評価軸、指標に対する意 見	・テレビやラジオ等、ニューズレター、 オープンハウス、ホームページ ・市町村との情報共有のための会議 ・県民会議* ※県民代表や市民団体の代表、 交通事業者等で構成
3	・対策案の設定 ・評価方法につい て	対策案及びその考え方対策案検討に必要な基本的情報評価方法について	対策案への意見及び ニーズ対策案への提案	・テレビやラジオ等、ニューズレター、 オープンハウス、ホームページ・市町村との情報共有のための会議・県民会議
4	・比較評価	· 比較評価案 · 比較評価方法	・比較評価への意見	・テレビやラジオ等、ニューズレター、 オープンハウス、ホームページ・市町村との情報共有のための会議・県民会議
5	計画案の選定	•案選定方法	・選定方法に対する意見 ・選定方法の考え方	・テレビやラジオ等、ニューズレター、 オープンハウス、ホームページ・市町村との情報共有のための会議

参考1-6-2 コミュニケーション手法の具体的内容

内容
・県の広報番組や広報紙等を活用するとともに、マスコミへ積極的に情報提供を行い、様々な媒体を通じた広報、周知に努める。
・各ステップにおける検討内容等や検討の結果を県民にわかりやくニューズレターとしてとりまとめ、意見募集期間及び各ステップ終了時に、全戸配布を行う。
・各ステップにおける検討内容等をパネルに県民にわかりやすくとりまとめ、各ステップの意見募集期間中に県内各地域(市町村役場や商業施設等)においてパネル展示を実施する。(1カ所あたり5日程度を想定)
・また、各ステップの意見募集期間中に、沖縄本島北中南部、宮古、石垣において、説明員(職員)を配置したオープンハウスを実施し、県民と直接対話しながら説明を行う。
・計画検討の期間全体を通じて各種委員会の委員会での検討内容やパネル展示等に関する情報を提供する。
・県民や市民の代表者、交通事業者等で構成する会議を設置し、ステップ2以降、ステップ毎に開催し情報共有を図る。
・関係市町村行政の担当課長等で構成する会議を設置し、ステップ2以降、ステップ毎に開催し情報共 有を図る。



ニューズレター(鉄軌道ニュース:創刊号)

参1-7 計画検討プロセスの運営方法

参1-7-1 計画検討プロセスの運営のあり方

- 1 検討ステップの開始・終了の判断は計画検討主体である県が行う。
- 2 プロセス運営委員会は、各ステップの検討事項が適切に情報共有されたかについて評価を行うとともに、次のステップの検討事項の確認を行う。
- 3 計画検討主体である県は、プロセス運営委員会の助言及び評価を踏まえて、各ステップ の開始・終了を判断し、遅滞なく公表する。

1-7-2 各ステップの評価の視点及び評価方法

	評価の視点	具体的内容
1	情報の提供方法は適切であったか (情報提供)	・各ステップの検討内容に応じた情報提供手法が適切に行われているか評価します。・各ステップの検討の内容、検討過程及び検討結果についての情報が開示されているか評価します。
2	提供した情報が周知されたか (周知)	・コミュニケーション活動への県民の参加状況、提供した情報の認知度及び理解度を把握し、提供した情報が周知されたか評価します。
3	県民等との対話が適切に図られたか (対話)	・説明会等を通して、県民等との対話が図られたか評価します。
4	幅広く意見を収集し、それらへ の対応を示しているか。 (対応)	・寄せられた意見及び県民等との対話により多様な意見を把握できたか評価します。 ・あわせて、寄せられた意見について「対応が示されているか」について評価します。